

監査・ガバナンス研究部会（第200回）議事録

日時：平成26年6月20日（金）15:00～17:00

場所：学士会館308号会議室

出席者：今井、勝田、嶋多、中嶋、浜辺、林、日向、山本、山脇、井上（文責）

【報告事項】

今井部会長および井上幹事より、部会200回記念行事と記念誌に関する報告があった。記念誌に掲載する各自の原稿（A4で4ページ（2枚）以内）は7月17日（木）までに井上宛てにメールで送付することになった。

【定例研究発表】

1 「監査役の第三者責任に関する判例動向」（浜辺陽一郎客員部会員（弁護士））

<概要説明>

会社法429条（旧商法266の3）に基づく監査役の第三者責任に関し、判例をもとに説明があった。紹介された判例は、訴える者の利益に直接かかわるので訴訟提起インセンティブが高く、監査役の責任を問うものが多い。注意が肝要。以下判例の主要ポイント。

- 外国為替証拠金取引で証拠金を費消し、破産により返還できなくなった事案では、会社の取締役及び代表取締役、監査役らに任務懈怠の重大な過失があったとして、損害賠償責任を認めた。
- 農林水産省、通商産業省から監査役が自己に与えられた職務を遂行すべきことが再三要請されていたのに、その監査役が営業部門の取締役や従業員らの過当営業行為による顧客の損害発生を防止する方策を講じる職務上の注意義務を重大な過失により怠り、会社が破産して顧客に損害を与えた場合、顧客に対し損害賠償責任を負う。監査役が内部統制に対する「助言・勧告」をしていなかった任務懈怠が重過失と判断された。
- 会計監査権限に限定された監査役にも、重い責任が認められたケースがある。
- 会社は新株予約権付社債の販売に係る詐欺行為に加担しており、社債販売当時、社債発行会社の取締役及び監査役であった者は、損害賠償責任を負うとして、名目的取締役、名目的監査役にも監視監督義務違反を認定。原告の請求を全部認容した。
- S社の従業員が、時間外手当が支払われていないことにつき監査役に相談したが、相手にされなかったことにつき任務懈怠として責任を追及したケース。裁判所は、取締役及び監査役の善管注意義務ないし忠実義務は、会社資産の横領、背任、取引行為などの財産的範疇に属する任務懈怠だけでなく、会社の使用者としての立場から遵守されるべき労働基準法上の履行に関する任務懈怠も包含するとし、代表取締役、他の取締役及び監査役についても、時間外手当請求があることを知りながら、放置したものであり、悪意または重過失があるとして、それぞれ旧商法上の第三者責任を認定した。
- ゴルフ場開発会社の代表取締役が詐欺的勧誘行為でゴルフ会員権を大量募集することを立案・実行することを何らの手段もとらず放置した監査役につき、商法280条・266条ノ3第1項の悪意又は重過失による任務懈怠が認められた。……

一方、ニイウスコー社の金商法の虚偽記載責任訴訟において、監査役として監査役監査基準にあるようななすべきことをきちんとしていけば、責任追及がなされないという事例も紹介された。

また、事業報告等の監査にあたっては、それぞれの監査役が監査報告を作成することが求められている。しかし、監査役協会の監査報告ひな形文言をそのまま記載するケースが多いが、ひな形文言を裏付けるそれぞれの監査意見の根拠をどう考えるかを詳細に検討しておかないと、後日問題が発生した時に「監査報告を信じていたのに」等と責任追及される危険性がある。気になる表現としては、「会社の状況を正しく示しているものと認めます。」、「内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。」、「指摘すべき事項は認められません。」、「会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。」等である。

<討議・意見>

- 善管注意義務と忠実義務は言葉では分かれているが、日本の最高裁は両者を区別しておらず、監査役には忠実義務はないというわけではない。
- 最近では社外取締役が重要視されるが、ガバナンスの確保という意味では、会社業務に精通した人がチェックを行う方がいいと思う。監査等委員会の方式では心配だ。
- 監査等委員会を採用すると、内部統制の実質的な監視役は内部監査部門ということになる。取締役の指揮命令を受ける内部監査部門でいいのかという問題の他、経理やシステムなどの専門家を揃えられるのか疑問がある。
- やはり常勤監査役の存在があった方が良く思う。
- コストや効率性を考えると監査等委員会型には大企業よりも中小型の上場企業が先に移行していくのではないかと予想されている。
- 今はあまり問題にされないが、いずれ社外取締役の第三者責任、善管注意義務等が問われるようになるのではないかと。いまは著名人がいくつもの会社の社外役員を兼任していれば“名板貸し”状態で問題が多い。
- 倒産した会社や資力のない会社は会社や取締役に請求が出来ないとすると、矛先を監査役に向けてくるのが考えられ、それを裏付ける判決も出ていることに注意。

2 「原子力発電と倫理に基づくガバナンス（組織統治）のあり方 東京電力編」の修正（山脇 徹会員）

昨年不採用の論文を修正し、今年、Call for Paper 方式にて提出予定で、その主な修正内容の説明が次のようにされた。論文前段を短くし、後段を次の項目について詳しくする。

- ①内部統制のあり方 ②企業倫理推進のあり方 ③危機管理のあり方 ④原子力事業の扱い方 ⑤委員会設置会社の組織統治のあり方 ⑥意識改革の実施

<討議・意見>

- 本案では、事故発生当時のまま、“時計が止まっている”ようだ。現在東電が展開中の新施策についての問題提起も必要ではないか。
- 東電の問題点、即ち他の電力会社の問題点の多くは、今も3年前と余り変わらない。
- 新施策には「意識改革の実施」は入っていないので、取り入れる方がいい。

【次回開催日】 7月18日（金）午後3時 学士会館310会議室